

令和2年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第5回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和2年9月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年9月 定例会
(第5回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和2年9月10日

水 卷 町 議 会

令和2年 第5回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和2年9月10日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第5回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 議案第42号

議 長（白石雄二）

日程第1、議案第42号 水巻町立小中学校学習者用コンピュータ（G I G Aスクール端末）調達業務契約の締結についてを、議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第42号 水巻町立小中学校学習者用コンピュータ（G I G Aスクール端末）調達業務契約の締結について。

文部科学省G I G Aスクール構想に基づく水巻町立小中学校学習者用コンピュータの調達について、令和2年8月26日、指名競争入札に付した結果、落札者と契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、契約の相手方は、福岡県飯塚市吉原町6番1号あいタウン3階、株式会社麻生情報システム飯塚事業所 飯塚事業所長 大庭文志郎氏で、契約の金額は、8千661万8千840円であります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今議題となっています、議案第42号 水巻町立小中学校学習者用コンピュータ（G I G Aスクール端末）調達業務契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第2 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第2、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭の質問をさせていただきます。

まずはじめに、1 番、「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化について。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ「新しい生活様式」を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しています。「新しい生活様式」の構築に向け、さまざまな生活現場で感染拡大を防ぐ取り組みが必要と考えます。例えば、多くの人が集まる場所の水道やトイレ、ゴミ箱等に、手を触れずに済ませることが出来る自動化の推進や工夫、マンションや住宅における宅配ボックスの設置なども有効です。今後は「新しい生活様式」を定着させるための、具体的な施策を本町においても推進し、決して後戻りをしない自律的な地域社会を構築していく必要があると考えます。

国は、感染拡大防止と経済活動を両立する「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・社会実装と、その環境整備を進めていくとしており、特にデジタル・ガバメントは今後 1 年間で改革期間であると、いわゆる「骨太の方針」にも示されました。また、内閣府が示した「地域未来構想 20」の中では、コロナ禍だからこそできる事業、ピンチをチャンスに変える施策が紹介されています。

また、デジタル化を本町に大胆に取り入れるとともに、オンライン化、テレワーク、ワーケーション、働き方改革や移住の促進、企業や学校の休日を見直し、分散化を図ることによって、質の高い地域社会を築いていく必要があります。

さらに、文化施設、図書館、その他の公共の施設など、人が集まる空間では、「密」を可視化するためのオンライン情報やアプリなどを活用した予約システムの確立などが「安心」を担保すると考えます。

加えて、IT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションによって、地域の価値を高めていくことにより、移住や企業誘致を促進することができると思えます。

そこでお尋ねします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止について、本町においても、生活上の感染リスクを下げるための取り組みを推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか、町の見解をお伺いします。

(2) 文化・スポーツの活動継続に向けた支援や取り組みについて、町の現在の状況と今後の見通しについてお伺いします。

(3) IT を活用した地域の活性化や移住・企業誘致の促進について、町の取り組みや、今後の方針についてお伺いします。

次に行きます。「水巻町のごみの減量化対策」について。

近年、世界的にプラスチックごみによる海の汚染が大きな問題となっています。そしてプラスチックごみを燃やすことで、地球温暖化につながるものが大きく懸念されています。日本は、国民一人当たりのプラスチックごみの量が世界 2 位、まさに使い捨てプラスチック大国なのです。令和 2 年 7 月から個人の店を含む原則、全国すべての店を対象にプラスチック製レジ袋の有料化が義務付けられました。この背景には世界中でポイ捨てなどされたプラスチックごみが、

雨風にさらされ側溝や川に入り込み、最終的には海に流れ込んで行きます。そして海の中のマイクロプラスチックは、有害な化学物質を吸着しやすいとされ、魚や鳥が食べてしまうことで食物連鎖を通じて生態系を脅かし、人間の健康に悪影響を及ぼすことが心配されています。このまま放置すれば、30年後の2050年には海洋プラスチックごみが地球の魚の量を超えるという予測まであります。

令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）が施行され、まもなく1年が過ぎようとしています。国は食品ロス削減を国や自治体、事業者そして消費者が連携して取り組む国民運動と定めています。食品ロス削減推進法により10月は「食品ロス削減月間」に、10月30日を「食品ロス削減の日」と設定されました。国内での食品ロスは年間およそ643万トンに上り、国民一人当たりで換算すると、毎日、茶碗約1杯分のご飯を捨てていることに相当します。大切なのは、一人一人がもったいないと意識して行動することです。食品ロスの削減は、家庭や経済、環境にやさしく、そして誰もが取り組める身近な課題だと思います。いずれにしても、海洋汚染や地球温暖化につながるプラスチックごみや食品ロスを含むごみの削減を加速させる必要があると考えます。そこでお尋ねいたします。

(1) 地球温暖化対策の取り組みや食品ロス削減推進計画などの実施で、水巻町の家庭及び事業所から出されるごみの量の推移や傾向はどうか、ごみの減量化はどれくらい進んでいますか。

(2) 循環型社会を実現する上で、ごみの削減に3R（リデュース、リユース、リサイクル）が推奨されています。使い終わったインクカートリッジを回収してリサイクルする「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」もその一つです。町内にインクカートリッジの回収箱が必要と考えますが、町の見解を伺います。

(3) レジ袋の有料化が義務付けられました。これからのライフスタイルを見直すことが大切だと考えます。町としてもマイバッグの普及を広く推奨し、携帯しやすいエコバッグの製作を考えてはどうでしょうか。

(4) 食品ロス削減を目的のフードドライブは、一般家庭などで余っている食品を捨てないで持ち寄り集めて、必要としている人に届けることができるシステムです。フードドライブについて町のことを伺います。

(5) 5月30日は「ごみゼロの日」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。新たな取り組み及び今後のごみ減量化対策の取り組みについて伺います。

最後に、3番、「積極的な『地域づくり』の重要性と町の施策」について。

町の地域づくりの主体的役割をなす自治会・町内会活動についてお尋ねします。

子どもたちの登下校時の見守り、高齢者の見守り、地域ケアの推進や災害時における自主防災組織の育成等、自治会・町内会を中心とした地域の重要性は増しています。しかしながら、高齢化、共働き世帯の増加、定年延長等により、自治会役員の担い手不足、加入率の低下等様々な課題があります。またコロナ禍で特に高齢者の行動制限によって、昨今、注目されているフレイルの進行も懸念されます。このような社会のもと、身近な隣組や区、公民館を中心とした地域社会の構築は子育てや高齢者を支えるうえで一層重要になると考えられます。町は社会資源としてそのサポートに積極的に力を入れるべきと考えます。そこでお尋ねします。

- (1) 自治会の加入状況とその対策についてどのようにお考えですか。
 - (2) 新型コロナ禍における自治会活動の現状と今後の見通しについて教えてください。
 - (3) 今後の地域づくりの方針についてお聞かせください。行政と自治会が協働で進めている主な事業についても教えてください。
 - (4) 自治会を中心とした高齢者のフレイル対策について、町の見解をお尋ねします。
- 以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、「新しい生活様式」に向けた諸施策の具体化について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、新型コロナウイルス感染症の感染防止について、本町においても、生活上の感染リスクを下げるための取り組みを推進すべきと考えますが、どう取り組まれるのか、町の見解をお伺いします、とのお尋ねですが、3月、4月の感染拡大の時とは異なり、6月以降、若年層を中心とした感染拡大が生じていることや、検査能力の拡充により、軽症者や無症状病原体保有者が多く報告されていることなどから、単なる感染者数では、現在の感染状況を十分には評価できない状況となっています。また、感染者の累積とともに、医療機関や保健所の負荷が高まってきています。

このような状況を踏まえ、福岡県では、8月5日に「福岡コロナ警報」が発動されました。「福岡コロナ警報」とは、感染が拡大する場合の医療提供体制の整備や、まん延防止対策を行うタイミングの指標として、県が独自に設定したものです。「感染者数」「感染経路不明者の割合」「病床稼働率」「重症病床稼働率」という4つの指標をもとに総合的に判断し、医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症患者用の病床確保を要請したり、県民、事業者に対する外出自粛や休業の要請等の措置について検討していくこととなります。9月7日現在では、4つの指標はすべて、警報の基準未満の数値となっていますが、今後、医療提供体制がひっ迫する事態が生じることがないように、「福岡コロナ警報」に基づき、医療機関に対して受け入れ準備や拡張等を要請している状況です。

社会経済の活動レベルは上がりましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束に向かう状況ではなく、医療提供体制への負荷が蓄積しつつあります。生活上の感染リスクを下げるための取り組みは、基本的な感染予防を徹底していくことです。広報みずまき6月10日号と共にお届けした「新型コロナ特別号」でご紹介した「新しい生活様式」を日常生活の中に定着させていくことが重要です。具体的な取り組みとしては、密集・密接・密閉の「3密」を回避し、こまめに手洗い・手指消毒を実施し、日常生活の中で身体的な距離をとる、近距離で人と接する時はマスクをつけるなどです。ただし、この高温・多湿の環境では熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用については注意が必要です。屋外で人との2メートルの距離がとれる場合はマスクを外したり、激しい運動を避けて、のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給を行うことが大切です。

また、高齢者は新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化しやすく、死亡率も高まりますので、日頃から体を動かし、栄養・休養をとることで、体力の維持に努めていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症と共に季節性のインフルエンザの感染拡大で医療機関の負担を増やさないう、65歳以上の方に10月から始まるインフルエンザの予防接種を受けていただくよう、広報紙等で勧奨していきたいと考えます。

6月19日に新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触したかどうかがわかる、国の接触確認アプリ「COCOA」がリリースされました。稼働してすでに2か月が経過していますが、インストール数は人口の約1割にとどまっており、感染の判明した人がその情報をアプリに登録する件数も低迷している状況です。利用をするかしないか、個人の判断に任せた任意のアプリのため、十分な効果が発揮できていないのが現状です。本町としては、感染拡大の防止に有効であること、陽性者との接触確認があった場合にはスムーズに検査が受けられること、個人情報を利用・収集することはないことなどを町民に情報提供し、アプリの普及促進に尽力していきたいと考えます。

次に、2点目の文化・スポーツの活動継続に向けた支援や取り組みについて、町の現在の状況と今後の見通しについて、のお尋ねですが、公民館等文化施設及びグラウンド等スポーツ施設におきましては、「新しい生活様式」を踏まえ、町民プール以外は7月1日より再開しています。施設予約をしていただく際に、「新しい生活様式」に基づいた利用上の注意事項等を遵守していただくことを条件に、貸し出しをしている状況です。

具体的には、利用ごとに利用者名簿を作成していただくことや、室内利用中には30分間に1回以上、5分程度窓を開けて換気をしていただくことなど、それぞれ利用者の方へ、具体的な対策を講じていただくようお願いしております。その中で、感染対策が不十分であると確認された時は、貸し出しをお断りしているところです。

また、今後、生涯学習課として事業を再開するにあたり、定員数を見直すなどの対策を講じ、感染リスクを防ぐこととしております。

更に、7月の臨時議会でご審議いただきました、公共施設予約システム更新委託事業につきましては、導入から10年以上が経過している施設予約システムの改修を進めており、パソコンやスマートフォンなどのマルチデバイスによる閲覧に対応できるようにすることや、町民体育館と武道館の予約を追加でシステム化することを併せ、バージョンアップすることとしています。コロナ禍において、少しでも接触や対面を避けるため、利用しやすい施設予約システムを構築していきたいと考えております。

今後の見通しを立てにくい状況ではありますが、公共施設内での活動中に、感染拡大が懸念される状況とならないよう、また、再び閉館などの措置を講じることの無いよう、施設を利用される方と一緒に感染対策に取り組んでまいります。

最後に3点目の、ITを活用した地域の活性化や移住・企業誘致の促進について、町の取り組みや今後の方針について、のお尋ねですが、

まず、ITを活用した移住の促進についてですが、福岡県への移住・定住をお考えの方に対して、県と各市町村が連携して相談などの対応を行なっている「ふくおかよかとこ移住相談センター東京窓口」にて、令和2年6月からビデオ会議システムを利用したオンライン移住相談

事業が開始されています。ビデオ会議システムを利用できる環境にある市町村については、オンラインで移住・定住担当者をつなぎ、仕事や住まい、交通、子育て環境などの、生活にかかわる情報から、就職情報、移住希望先の市町村の各種支援制度を紹介しています。本町におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、ビデオ会議システムに対応できるよう環境の構築を行い、この事業に参画し移住・定住施策の推進を図っているところでございます。

また、対面式の相談だけではなく、移住・定住をお考えの方に対して、町の魅力をウェブサイトから伝えることができるよう、令和2年3月に「水巻町移住・定住ポータルサイト」を開設しました。アクセス数も好評であることから、今後もポータルサイトの質の向上に努め、電子媒体を活用した情報提供サービスの拡充を行っていきたいと考えています。

次に、ITを活用した企業誘致の促進については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観や企業の在り方が大きく変化し、業務のオンライン化やテレワークの導入が一気に進んだことで、今まで大都市に集中していなければならないと思われていた企業の設置条件について、職種や業務内容によっては、職場と居住地は、必ずしも同一地域内になくとも業務実施が可能であることが明らかとなりました。

このようなことから、今までのように、経済の効率性のみを優先するのではなく、一人ひとりがよりよく生きること重点を置いた、新しい働き方、新しい暮らし方を求める価値観へと変化しているものと考えます。このような状況を踏まえ、本町に目を向けていただけるような取り組みとしては、Wi-Fiなどにより、町中のどこにいてもストレスなくネットワークに接続できるような環境を整えることや、空き店舗や空き施設を利用したレンタルスペースの開設、専門的なコンサルティングが受けられる窓口の設置等が必要になっていくものと考えます。

また、観光地などで余暇を楽しみながら働くワーケーションとまではいきませんが、空いた時間を利用して、少し規模の大きな家庭菜園や、地元農家の方の協力を得て農業体験といった連携事業を提案することも考えられます。

このような、地域の魅力であります、安心、安全な暮らしや住民同士の連携、そして支援の迅速さなどは企業誘致の魅力の一つになりえると考えております。

国民一人ひとりの中で「新しい生活様式」に基づき安心、安全に暮らすという価値観に対する優先度が高くなっている状況ですので、先程申し上げた魅力を十二分に発揮していくことで、本町を企業誘致対象地として魅力を高め、ひいては、この町で生まれた子どもたちが、将来大都市へ移住しなくても十分働ける環境となっていくよう、国や関係機関、また、商工会や地元企業の皆様と連携し、町としてどのような取り組みができるのか、研究・検討を進めてまいります。

最後にITを活用した地域の活性化についてですが、政府が国民・事業者の利便性向上のため、行政手続の9割をデジタル化することを目標とした「デジタル・ガバメント実行計画」を推進しており、デジタル化により、まず行政の在り方そのものが見直されることで、利便性の高い行政サービスが提供されていくことが期待されています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣府が新たに示した「地域未来構想20」で

は、感染症にも経済危機にも強い、強靱かつ自律的な地域の社会経済の構築に向けて取り組むことが期待される政策分野が例示され、特に展開が期待されているものとして、各政策分野におけるデジタル技術の積極的な活用の提言が行われているところです。

デジタル技術は、いまや多くの分野における課題解決のために必要で重要なツールとなっており、サービスの効率化や質の向上を図るとともに、関係人口、地域経済、防災などの分野においては、人材・情報のネットワークを構築するなど、関係者が施策に取り組むうえで、必要な情報をより幅広い地域に提供することが可能になるといった効果も期待されるため、本町においても積極的に活用していくことが重要であると考えております。

そこで、「ウィズコロナ」時代と言われるように、本町におきましても感染症による様々な影響の長期化が避けられなくなった状況を鑑みて、この機会をチャンスととらえ、デジタル化による住民サービスの効率化や質の向上を図りたいと考えています。住民の皆様から水巻“いいね”と言っていただけるよう、「新しい生活様式」の実現に向けて、まずできるところから着実に行政から変わっていくことで、地域の活性化に取り組んでいるところでございます。

今後の方針について、具体的には電子申請の利用促進といった行政手続のデジタル化に取り組み、役場に行かずに必要な行政サービスの手続や、様々なデータの提供が受けられるような環境整備を進めてまいります。

今後の、社会変化に対応し、質の高い地域社会を構築していくために、以上の分野のみだけでなく、様々な分野においても他の先進自治体の取り組みを参考とし、検討を進め、本町に適した施策の展開を図ってまいりたいと考えます。

次に、水巻町のごみの減量化対策について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、地球温暖化対策の取り組みや食品ロス削減推進計画などの実施で、水巻町の家庭及び事業所から出されるごみの量の推移や傾向はどうか、ごみの減量化はどれくらい進んでいますか、とのお尋ねですが、令和元年度の本町における遠賀・中間リレーセンターへのごみの搬入総量は、811万330キログラムで、平成30年度の798万5千630キログラムと比較すると、12万4千700キログラム増加しています。その内、不燃ごみと、粗大ごみを除く、可燃ごみの搬入量は、751万8千860キログラムで、平成30年度の741万4千80キログラムとの比較では、10万4千780キログラムの増加となっています。

近年の傾向としましては、平成30年度までは、毎年減少を続けていましたが、令和元年度については、増加に転じたという状況です。増加の原因につきましては、推測にはなりますが、ライフガーデン水巻の開業による事業所ごみの増加、また、2月、3月は新型コロナウイルスの感染を回避するため、外出を控えた方が多く、家庭ごみが増加したということが、一因であると考えられます。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合に確認したところ、本町以外の構成市町においても、ごみの量は増加しており、北九州市や直方市についても同様の現象がみられるとのことでした。

今回、ごみの減量化はどれくらい進んでいますか、とのお尋ねでございますが、結果としましては、令和元年度は、残念ながらごみの量は増加したという状況でございます。

今回の結果を受けまして、本町としましては、外的要因による、ごみの増加が一因であるとは思われますが、今後も環境基本計画に基づくごみ減量化の取り組みを一層推進していかなく

ればならないと感じております。

次に2点目の、循環型社会を実現する上で、ごみの3Rが推奨されていますが、使い終わったインクカートリッジを回収してリサイクルする取り組みについて、町内にインクカートリッジの回収箱が必要と考えますが、町の見解を伺います、とのお尋ねですが、

本町では平成28年4月より、庁舎正面玄関前の駐輪場の一部をリサイクルステーションとして、資源物の拠点回収を行なっています。併せて、町内のスーパーやコンビニなどの小売店や、町内各所30箇所以上で資源物の拠点回収を行なっています。

回収している品目は、拠点回収場所により異なりますが、ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、食品トレイ、古着、廃食油、使用済み乾電池・充電電池、小型家電、廃蛍光管、水銀廃棄物と、様々な資源物について分別回収を行なっているところです。

リサイクル活動につきましては、本町の環境基本計画におきましても3Rの推進として積極的に取り組むこととしており、その中でも拠点回収の推進については、計画の重点プロジェクトに位置付けています。

今回、御提案いただきました使用済みインクカートリッジの回収につきましては、現時点では実施はしていませんが、議員の御指摘のとおり、ごみの減量化、循環型社会の構築、地球温暖化対策などに有効な取り組みのひとつとして把握をしております。実際には、既に先進自治体の取り組み状況等について、情報収集等を行い、導入に向けた検討を行なっているところでございます。

現状では、運用に際し、見えてきた課題等もございしますが、既に運用を開始している自治体もございしますので、本町におきましても使用済みインクカートリッジの分別回収が可能となるよう引き続き検討を行なってまいります。

次に3点目の、レジ袋の有料化が義務付けられました。これからのライフスタイルを見直すことが大切だと考えます。町としてもマイバッグの普及を広く推奨し、携帯しやすいエコバッグの製作を考えてはどうでしょうか、とのお尋ねですが、令和2年7月1日からレジ袋の有料化が開始されました。

本町におきましては、国による有料義務化が実施される前の平成31年1月31日に、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び構成市町と広域管内の大型店舗小売事業者5社との間で「中間市、遠賀郡におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、マイバッグ保持率80パーセントを目標とした、循環型社会の構築、地球温暖化の抑制に向けた取り組みを推進してきたところです。

この取り組みに際し、広域行政事務組合では、目標達成に向けた施策として、エコバッグを製作し、各構成市町には、それぞれ一定数のエコバッグが配布されております。

本町に配布されたエコバッグにつきましては、これまでは、コスモスまつり等のイベントで配布していましたが、令和2年7月より全国でレジ袋の有料化が開始されたことを機に、環境係窓口での配布に切り替え、大変、好評をいただいております。当面は、引き続き希望される方に、配布を行なってまいります。広域行政事務組合から配布されたエコバッグにつきましては、数に限りがございますので、在庫がなくなりましたらその時点で終了となります。

御提案いただきました町独自の携帯しやすいエコバッグの製作につきましては、予算の確保

も必要となることから、今後、独自製作の必要性や、その効果、また、無償配布の継続の可否等について、必要な検討を行なってまいりたいと考えております。

次に、4点目の食品ロス削減を目的のフードドライブは、一般家庭などで余っている食品を捨てないで持ち寄り集めて、必要としている人に届けることができるシステムです。フードドライブについて町の考え方を伺います、とのお尋ねですが、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、法律の前文では、食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図っていくことが重要であるとして、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割などが明記されました。

また、法律の中で、政府は食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を定めなければならないとされ、令和2年3月31日に政府による基本方針が閣議決定されました。

基本方針では、地方公共団体の役割として、消費者への食品ロス削減の重要性の啓発・教育・学習や、農林漁業者・食品関連事業者への国又は地方公共団体が実施する各施策への協力依頼、また、全ての事業者への啓発、支援等が示されています。

御質問のフードドライブでございますが、御家庭などで余っている食品や食材等をフードバンクなどを通じて、必要な方に届けるもので、法律や基本方針に沿った食品ロス削減対策として大変有効な取り組みであると承知しております。

本町では、現在、フードドライブの取り組みは行なっておりませんが、県内の自治体で取り組んでいるところもありますので、今後、法律や、国が示した基本方針の趣旨に則り、本町の実情に合わせた取り組みとして適切な方法を研究、検討してまいりたいと考えます。

最後に5点目の、5月30日は「ごみゼロの日」、10月30日は「食品ロス削減の日」です。新たな取り組み及び今後のごみ減量化対策の取り組みについて伺います、とのお尋ねですが、現在、本町でのごみ減量化対策の取り組みは、環境基本計画に基づき、様々な施策を実施しております。特に、計画の重点目標として、「環境教育の推進」、「拠点回収の推進」、「ごみ減量化対策の推進」の3点を位置づけ、それぞれ具体的な取り組みを行なっております。

具体例を申し上げますと、環境教育の推進では、次代を担う子どもたちの環境意識の醸成を図るため、小学校4年生を対象に、ごみ処理施設などを見学・学習する校外学習授業のバス代を負担するとともに、町の担当職員が同行し、バスの中で一緒に学習を行なっています。また、環境出前講座と題し、小学校に出向き、同じく4年生を対象に、3R、ごみの分別、食品ロスなどをテーマに外部講師による環境学習を行なっています。

拠点回収の推進では、リサイクル率の向上を図るため、住民の皆さまが資源物を出しやすいように、町内各所に拠点回収場所を設置し、リサイクル活動を進めています。

また、ごみ減量化対策の推進では、生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機、ダンボールコンポストの購入補助制度を継続し、ごみの減量化に協力する住民の方々を支援しています。

また、中学校給食センターと第二保育所に生ごみ処理機を設置し、給食の食べ残しや調理残渣を堆肥化する取り組みを行なっています。今後は、各小学校の給食室に生ごみ処理機を設置する計画を立て、現在準備を進めているところです。

そのほかにも環境に関する取り組みにつきましては、環境基本計画に基づき、様々な形で行なっておりますが、現在の計画は、令和2年度で計画期間が満了いたします。

そこで、令和2年度、令和3年度から10年間の新たな環境基本計画を策定することとしております。今回、本町におけるごみの減量化対策について、プラスチックごみの削減や食品ロスに対する、御指摘、御提案をいただいておりますが、来年度からの新たな計画の中で取り組んでいけるよう環境審議会の皆さまの御意見等をいただきながら進めてまいりたいと考えます。

最後に、「積極的な『地域づくり』の重要性と町の施策」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、自治会の加入状況とその対策についてどうお考えですか、とのお尋ねですが、ここ3年間の自治会加入率は、いずれも4月1日現在の数値で、平成30年は63.9パーセント、平成31年は62.1パーセント、令和2年は61.1パーセントとなっており、緩やかではありますが、低下しております。

その対策といたしまして、まずは、各自治会の役員の方が、直接、未加入世帯を訪問するなど、地道な努力を重ねておられます。さらに昨年、全ての区長で構成される区長会におきまして、改めて課題の共有や情報交換などを目的としたグループワークが実施されています。

グループワークでは、学識経験者をお招きし、課題の洗い出しや、効果的な取り組みについて話し合わせ、今後も継続して行われる予定です。

町としましても、役場の窓口で、転入手続きの際に自治会の加入案内のチラシをお配りしたり、定住促進奨励金の交付に自治会の加入を要件とすることなどで、区長さんと新しい居住者の方が接点を持っていただけるようにしております。

引き続き、これらの取り組みに加え、区長会と協議を重ねながら、加入をお願いする際の手順書の作成など、支援を進めてまいります。

次に2点目の、新型コロナ禍における自治会活動の現状と今後の見通しについて教えてください、とのお尋ねですが、区長会におきましては、本来であれば、5月、6月、8月に会議が開催されているところですが、新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、5月と8月は書面開催となっております。また、7月下旬に町内で複数の感染者が確認されたことから、町から8月中の自治会活動の自粛を要請させていただきました。

このような経緯もあり、自治会主催の盆踊りなどの行事は、ほとんど中止になっております。また、9月の敬老会につきましても、大半の区が記念品の贈呈のみを行い、祝賀会やバスハイクなどの行事を取りやめております。

今後も県内の発生状況を注視し、引き続き、自治会活動をされる場合は、3密を避けるなどの新しい生活様式を取り入れていただくよう依頼してまいります。

次に3点目の、今後の地域づくりの方針と、行政と自治会が協働で進めている主な事業について、のお尋ねですが、まず、行政と自治会が協働で進めている主な事業についてですが、区長会活動のほか、総務課による自主防災組織の設立推進、福祉課による生活支援体制整備事業の協議体、学校教育課によるコミュニティスクール、生涯学習課の校区ゾーン事業など、自治会関係者はもちろん、地域住民の方にも対象の枠を広げ、行政と協働、または地域の皆さんが主体となって行なっていただく事業がございます。

また、社会福祉協議会が進めている福祉会活動なども地域に根差した活動となっております。

今申し上げた事業を通して、地域づくりを進めていくことはもちろんですが、それぞれの事業の情報を共有したり、事業連携させたりすることで、担い手不足の解消や幅広い活動に結び付けることも可能だと考えております。

また、事業内容を多くの方に知ってもらうための情報の発信が重要になりますので、これまでの広報紙や回覧板に加え、特に若い方への周知に効果的なSNSの活用なども推進してまいります。

今後、関係課との調整や情報共有を図っていき、協議体やコミュニティスクール事業を通して、地域の声を十分に聴きながら、体系的な地域づくりをすすめてまいります。

最後に4点目の、自治会を中心とした高齢者のフレイル対策について、のお尋ねですが、御承知のとおり、フレイルとは、加齢により心身の活力が徐々に低下した、健康と要介護状態の中間点の状態をいいます。フレイルは、その兆候に気付き、できるだけ早く適切に対処すれば健康な状態に戻ることができる可能性が高いと言われており、「運動・栄養・社会参加」の3つをすべて欠かさず維持・継続することが予防対策として重要となります。

本町では各地域で、ふれあい体操など高齢者の健康づくりのための活動を行なっていますが、現在のところ、フレイル対策に焦点を当てた事業実施が十分に協議されていないのが現状です。

フレイル対策には、運動や社会参加の他に、高たんぱく、高ビタミンD食という低栄養の予防対策が不可欠であることから、生活習慣病予防からの連続性のある栄養指導等も必要となります。

高齢者が心身ともにできるだけ長く健康な人生を送るためには必要な取り組みであるため、実施に向け前向きに検討してまいります。以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13番、久保田です。新しい生活様式に向けた諸施策の具体化について、私から4点ほど再質問させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の感染防止について、65歳以上の高齢者に新型コロナウイルス、感染症及び季節性のインフルエンザの感染リスクを下げるために、予防接種を受けていただき、感染拡大で医療機関の負担が増えないようにしていきたいとのことですが、広報等で予防接種を勧奨するだけでは、接種者はなかなか増えないと思います。

もっと何か対策を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、内山課長。

健康課長（内山節子）

久保田議員の御質問にお答えいたします。

実は北九州市が、8月27日に、マスコミ報道で、新型コロナウイルスの感染拡大と重なって、インフルエンザが流行することを防ぐために、65歳以上の高齢者、現在1千500円、自己負担1千500円で予防接種を受けているんですけども、これを、1千円で受けられるようにするということが報道されておりました。

水巻町は北九州市と隣接しておりますし、また、かかりつけ医が北九州市という方もたくさんいらっしゃると思いますので、令和2年度に限って、北九州市に倣って、高齢者の自己負担を1千円とするところの検討をしたいと思います。以上でございます。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13番（久保田賢治）

ぜひ実現に向けていただきたいと思います。

2点目、文化スポーツの活動経過継続のうち、継続に向けた支援や取組について、このコロナ禍で、スポーツ少年団の活動について、何か配慮していることがあれば教えてください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

コロナウイルス感染症の収束が厳しい状況の中、教育委員会、体育協会会長名です、今後の通常の活動は、コロナウイルス感染予防対策として、同じメンバーだけの利用とし、メンバー以外の参加をさせない活動をお願いしております。

また、大会や催しにつきましては、他市町村が参加する場合や参加者が多くなる大会におきましては、コロナウイルス感染症予防対策を講じることが難しい状況である場合は、開催を自粛していただくようお願いしております。

ただし、感染予防対策が講じられた対外試合等は、体育協会へ許可申請をしていただき、感染対策が十分とられているかを確認し、許可して実施しているとお伺いしております。

各団体が、細心の注意を払い、活動を行なっておられますけども、活動の中で感染が確認されますと、全てのスポーツ少年団の活動を休止する措置を講じざるを得ないこと、感染された子供の大切な学校生活に大きな影響を及ぼすことを踏まえまして、少年団活動については、今一度、感染対策を御確認いただき、あわせて熱中症とならない練習時間の設定、1日の活動ではなく、午前か午後のみとしていただくようですね、8月の7日に一応通達をさせていただいております。

またあわせて、体育協会会長が各スポーツ少年団の活動内容を現地に赴き、確認していただき、感染対策の御指導をしていただいているとお伺いしております。以上です。

議長（白石雄二）

久保田議員。

13番（久保田賢治）

体育協会が各スポーツ少年団の活動内容を確認し、指導しているということをお聞きしまして安心しました。

次に3点目。現在、新型コロナウイルス感染症の収束のめどは立っていませんが、令和2年度の成人式は予定どおり1月12日に開催されますか。

また、今回の成人の対象者は何人でしょうか。

議長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

成人式におきましては、一生に一度の式典でございますので、感染対策をしっかりと考えながら、1月12日開催に向け現在準備を進めております。

最悪の新型コロナウイルス感染症状況とならない限り、事務局としましては、式典の時間を短縮したり、会場レイアウトを変更するなどの対策、対応を講じて開催できればと考えております。

対象者につきましては、令和元年度の対象者が245名、平成30年度は277名でしたが、今回の対象者が一応185名と、例年になく少ないためにですね、会場を2か所に分ける対策などは今のところ考えていない状況でございます。以上です。

議長（白石雄二）

久保田議員。

13番（久保田賢治）

コロナ対策・対応をしっかりといただき、開催していただきたいと思っております。

次、4点目。ITを活用した地域の活性化や移住、企業誘致の促進について、これからの行政手続にオンライン化など新しい生活様式の実現に取り組まれているとのことですが、具体的に取り組まれているものについて教えてください。

議長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。現在、令和2年度から5年間を計画期間といたしました、第2期の水巻町総合戦略の策定を行いまして、政策目標を設定し、各施策をそれぞれ今展開をして

いる状況ではございますが、その中で、新しい生活様式の実現に向けまして、利便性の向上、並びに、新型コロナウイルスの感染防止対策にもつながるものとしたしまして、直接現金等を触れないということで衛生的でもあり、接触機会を減らすという観点からも、スマートフォン等を使用いたしましたキャッシュレス決済の導入につきまして、検討をしているところでございます。

現在、職員で構成をしております、導入プロジェクトチームの立ち上げを行なっております、来年度、令和3年4月からの町税等のキャッシュレス決済の導入に向けまして、今、事務を進めているところでございます。

こちらのキャッシュレス決済につきましては、先ほどの御質問の中でもございました、内閣府が示しております「地域未来構想20」の中でも、政策分野として例示をされておりました、納付方法の選択肢を増やすことによりまして、様々な年齢層の方が、納付しやすい環境を構築をしていくことで、行政サービスの向上を図っていききたいというふうに考えております。

またそのほかの手续といたしましては、オープンデータ化の推進といたしまして、現在、ホームページに、人口統計などの統計データを記載をしておりますが、こちら、今後は、誰もが利用できる、2次利用が可能な形でのデータの公開をしていきまして、官民の協働の推進、経済の活性化、それから事業者にとっての参入機会の拡大を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

よろしくをお願いします。

最後に、先ほど答弁いただいた中で、感染拡大の防止に有効な接触確認アプリ「COCOA」が6月19日にリリースされました。登録は簡単で、私も6月登録いたしました。接触確認が毎日確認できます。

登録者が増えますと、精度が上がりますので、ぜひとも登録をしていただきたいと思いますけれども、ちなみに9月9日、昨日現在、登録件数が全国で約1千647万件になっております。

スマホでですね、「COCOA」アプリで検索していただきまして、厚生労働省のHP（ホームページ）からアプリインストールの方法をQRコードを読み込めばすぐ登録できますので、ぜひともですね、感染拡大防止のため、このアプリの普及促進に尽力していただくことをお願いいたします。私からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14番、水ノ江です。私は、水巻町のごみの減量化対策について、再質問をさせていただきます。

す。

答弁の中にですね、ごみの増加ということで答弁をいただいております。その中で、ライフガーデン水巻開業とともにですね、新型コロナウイルス感染拡大ということで、外出を控えた方が多いということで全国的にニュースにもですね、やっぱりこういうごみの増加が増えているということで流れておりました。

年々、減少はしていたということでもありますけれども、ごみはですね、やっぱり減ることがですね、一番大切であるというふうに思われます。

その中で、2点目に質問いたしました中で、使用済みのインクカートリッジの回収についてもですね、導入に向けた検討を行なっているという答弁がありました。その中で、見えてきた課題等もあるということでもありますけれども、それはどのようなものなのかですね、お答えいただきたいというふうに思います。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

水ノ江議員の御質問にお答えいたします。

インクカートリッジの回収につきましては、行政と民間事業者が共同で推奨するリサイクル活動でございます。

その中で御質問にもございましたインクカートリッジ里帰りプロジェクトもその一つでございますが、そのほかにも同じような取組を行なっている事業者もございます。

それぞれこの取組に対する考え方の違いや事業者によっては、回収できないカートリッジもあるという情報もございます。

また、回収場所の選定などにつきましても、協議が必要となつてまいりますので、その辺りにつきましても、本町で実施するのであれば、どのような形でどの事業者の御協力を得て、取り組むほうがよいのか、現在、そのようなことを検討を行なっているところでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

インクカートリッジ里帰りプロジェクトでありますけれども、近隣の自治体を調べてみますと、お隣の遠賀町、それから岡垣町、それから中間市がですね、運用されております。これも自治体の判断でされているということでもありますけれども、水巻町も地球温暖化対策実行計画の中にですね、ごみの排出、それからリユース、それからリサイクルに関する取組で、プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルするというふうになっております。そういう意味ではですね、早くこの回収箱の設置を望みたいというふうに思います。

3点目の、エコバッグについて再質問をさせていただきます。

答弁の中に、広域行政事務組合から配布されたエコバッグが、一定数あるということでありました。実際にですね、配布された数と同時に、現在在庫がなくなればその時点で終了ということであつたわけですが、現実的に幾ら残っているのかお願いいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

御質問にお答えいたします。広域事務組合からいただいたマイバッグは、1千個ということで聞いておりました、先ほど答弁でもありました、コスモスマつり等、様々な機会でお配りをしておりました、現在400程度が残っているということでございます。以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

数としてはですね、町民の数を考えると、世帯数を考えても1万4千は水巻はあるわけですが、もう1千個という数がですね、やはり少ないというふうにイメージとしてあります。そうしたところにおいてですね、7月1日からレジ袋が、有料化されましたので、私もそうでありますけれども、お店に買物に行けば、レジでいつも聞かれる言葉はですね、「レジ袋はどうされますか」という言葉です。これはもうどなたが行っても、そういう言葉がけがあると思います。

私といたしましてはですね、収納性を高くした、使いやすい、携帯マイバッグとすればですね、答弁にありますけれども、無償配布でなくてもですね、有料化でも考えていいのではないかなというふうに思っております。

水巻にも、ポロシャツですね、1千円でみずまろのデザインのものを毎年販売しておりますけれども、これと同じ感覚でですね、エコバッグもこういうみずまろデザインのものがあってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

課長。

産業環境課長（藤田恵二）

御質問にお答えいたします。エコバッグでございますが、有料でも良いので製作してはということ、みずまろデザインとして制作してはということでございますけれども、エコバッグ自体をみずまろデザインにすることは、本町の環境問題に対するイメージの向上や、また、みずまろを通して本町をPRするシティプロモーションにもつながるというふうなことが考えられ

ますので、担当課としましては、シティプロモーションを担当する企画課とも連携をしながら、町長が答弁いたしましたとおり、必要な部分の検討を引き続き行なっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、作っていただきたいなというふうに思っております。数が少なくてもですね、やっぱり町内で提げたですね、エコバッグを提げて、みずまるデザインであればですね、印象的にも非常にいいのではないかなというふうに思われます。

4点目の食品ロスに関する状況でありますけれども、日本の食品ロスの状況といたしましてはですね、市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する費用は年間約2兆円ということを示されております。

水巻町もですね、ごみのお金はかなり払っているんだろうというふうに思いますが、この中でもですね、家庭の食糧の家計負担に関してもですね、食糧が消費支出の4分の1を占めております。

なおかつ、これと同時にですね、深刻な子供の貧困もですね、子供の貧困率、7人に1人という高い水準ではあります。

この中で、フードドライブですね、こういうものが実際にシステムとしてあるわけでありまして、水巻町も積極的に考えていただいでですね、早くですね、こういうフードドライブ等を実行していただきたいなというふうには思っております。

その中で、食品ロス削減の中で、家庭での食材を無駄にしない料理レシピであったりですね、こういうレシピの公開であったり、講座の開設をですね、考えているかどうかお尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えをさせていただきます。

食材を無駄にしないための取組ということですが、料理のレシピ、また講座の開催ということにつきましては、特別担当課では現在行なっておりませんが、現在、本町でやっている取組としましては、防災の観点から、備蓄食糧を使ったレシピの公開というものは行なっています。

これは、総務課所管の事業とはなりますが、備蓄食糧をおいしく食べるという視点で始めた取組ではございますが、消費期限が近づいた備蓄食料を無駄にしないという、食品ロスの観点からも、住民の皆様への有効な啓発になっているものと考えております。

このレシピは、防災協定を締結しております九州女子大学と共同で開発をしたものでございまして、現在、総務課の窓口で配布を行なっていると同時に、町のホームページからもダウンロードをすることができます。

なお、担当課としましても、今後ですが、食品ロスに関する啓発について、現在は広報みずまきで年に1回にはなりますが、食品ロスについて記事を掲載したりということはしておりますが、今後も、国や県、また先進自治体の事例などを参考にしながら、どのようなものができるのか、ちょっと工夫をしながら、検討していきたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ぜひですね、そういうものを載せていただいて、活用できるような形を取っていただきたいというふうに思っております。

5点目のですね、環境基本計画に関するところでありますけれども、答弁にあります通り、環境基本計画に基づき、重点目標として幾つか紹介はされております。

その中で、町としてですね、どのような取組に力点を置いているのかですね、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えをいたします。先ほど町長の答弁でもございましたけれども、担当課といたしましても、環境基本計画の重点目標に位置づけております3点について重要視をしております。

先ほど御紹介いたしました取組以外にも、例えば、段ボールコンポストの利用講座や、各地区で行なっている資源物回収事業に奨励金を出したり、また、広域とのごみの減量化につきましても、様々な取組を行なっているところですが、やはり特に重要だと考えておりますのは、重点目標に掲げている環境教育というところに今、力を入れて行なっております。

答弁にもございました小学校4年生で勉強する地球環境、また、ごみの問題について、通常の授業とは異なる切り口で環境講座などを実施することで、子供たちに対して効果的に環境の大切さを伝えることができるのではないかとというふうに考えております。

また、来年度以降環境基本計画が改定をされますので、改めて環境教育の位置づけについて環境審議会の皆様の御意見を聞きながら、検討して、子供たちにより良いメニューが提供できるように、引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

最後になりますが、答弁でもいろんな形で環境に配慮したものが伺えますけれども、各小学校の給食室に生ごみの処理機を配置する計画もあるということですので、町としてもしっかりですね、環境に関しては取り組んでいただいているというふうに思いますけれども、これ以上ですね、しっかりまた、町として頑張っていただきたいなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

最後の3点目の、積極的な地域づくりの重要性と町の施策について、再質問させていただきます。

まず1点目の、自治会の加入の状況についてですが、区長会を中心に、学識経験者も交えて取り組まれているということで、また町としても、加入の手引書を作成して支援をされているということですが、そのほか等々、その加入率を上げるための対策などがありましたらお聞かせください。

議 長（白石雄二）

土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

御質問にお答えをいたします。

加入率低下につきましては、本町に限らず、全国的な課題となっておりますけれども、町の現状としましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、自治会の役員の方が丁寧に1軒1軒、未加入の世帯を訪問されたり、町の施策であります定住促進の奨励金の交付の要件に、自治会の加入という要件を加えたり、区長と新しく転入された方が接点を持っていただけるようにしております。

ただどうしても、区長会加入のメリットというものが、すぐに伝わるものでもございませんので、具体的にはまだなんですけれども、若い世代の集まる学校行事と、自治会行事の連携などをお願いしながら、自治会の役割とか機能を知っていただく機会を増やして、自治会加入のハードルを下げていければというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

次に、3点目の質問なのですが、3点目の、今後の地域づくりの方針とか、行政と自治会が共同で進めている主な事業について質問いたしました。答弁の中でおっしゃっていただきましたように、例えば、総務課による自主防災組織の設立の推進、また、福祉課による生活支援体制事業の協議体、それから、学校教育課による、コミュニティスクール、また、生涯学習課の校区ゾーン事業、また、社会福祉協議会、社協が進めている、福社会活動など、いろいろ挙げていただきましたが、この中でまた、具体的にですね、地域と、そういう事業が協働でなされているような実績とか、また今後、こういうふうなことをやっていきたいとか思われているような事業があれば、紹介してください。

議 長（白石雄二）

土岐課長。

地域づくり課長（土岐和弘）

御質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたように、各課で様々な地域と協働したり、地域の方が自主的にされてる活動もございます。

既に協働で行われている事業としましては、生涯学習課の校区ゾーン事業についてでございますけれども、各小学校区の区長と公民館長が中心となりまして、地域のお祭りとか、小学校の土曜日事業などと連携をされております。

吉田小学校区は、「吉田っ子フェスタ」というような名前で餅つきの大会をされておまして、地域の役員の方とか高齢者の方と小学生の交流がなされております。

また、猪熊小学校区では、通学合宿を地域で実施されておまして、子供たちと日常生活を地域の方がともにしながら、交流を図っておられる事業もございます。

今後といたしましては、今申し上げた様々な生涯学習事業と、例えば、新しく今できましたコミュニティスクールと連携をしたり、防災の観点からでありますと、災害時の避難所となります学校と、地域住民の協働の避難訓練なども、ちょっと調整する課題はございますけれども、もし進めていければ、効果的な事業になるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

どの事業も、地域を盛り上げたり、また地域と子供たちや、住民の方同士の絆やつながりを強めることになる事業で、関係者の方々の御尽力には本当に感謝いたしたいと思っております。

またその中でですね、課長から今ありましたように、防災力向上の観点から、学校と地域住民の協働の避難訓練っていう今後のお話がありました。これは大変貴重な事業になるのではな

いかと思います。

今回の台風10号のときでも、本町でも避難所を3か所開設され、180名ぐらいの方が本当に避難されてこられたということで、やはり、そういう避難所が地域の町民の皆さんのよりどころになるのではないかと思います。今後とも。

一口に避難と言ってもですね、やっぱり避難所に行ったほうがいいのかどうかとかですね、家で万全の態勢で家でいたほうがいいのかどうかとか、今回の台風10号で、いろいろ町民の方も考えられたのではないかと思います。

またそういったときに、学校と子供たちと一緒に避難訓練をして、そして町民の方の防災意識の向上にもなると思います。

またそうやって、地域の住民の方同士とか子供たちと一緒にやることで、絆も深まると思いますので、ぜひとも実施の方向で考えていただきたいと思います。

次に4点目の、自治会を中心としたフレイル対策について、ちょっとお尋ねいたします。

その中で、ふれあい体操のことが答弁の中にございました。まあ、今、コロナ禍等々でございしますが、このふれあい体操の実施状況等、分かる範囲で結構でございますので、どんなふう to 実施され、またどんな状況になっているのか、教えていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

内山課長。

健康課長（内山節子）

松野議員の御質問にお答えいたします。ふれあい体操自体は31自治区で23地区で実施されておるものでございます。

そして、今の御質問は、令和2年度の実施状況というところだと思いますので、なかなか全部の地区では実施されておりません。

5月の緊急事態宣言が解除された後、6月から実施されている地区が、12自治区でされております。そしてその中でも、8月に自粛されて、9月からというところも2地区ほどございまして、今9月になりまして少しずつ活動が始まっているという状況でございます。以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

今回のコロナ禍というのは、やっぱり高齢者の行動制限ということで、非常に高齢者にとっては厳しい状況がございまして。ここから先はちょっと要望になるんですが、高齢者の方にも、ITの活用っていうことを今進めて、ぜひともですね、考えていただきたいと思うんです。

例えばですね、たくさんの方が集まって、体操をやったりとか、またいろんなことをやるっていうのがちょっと、ソーシャルディスタンスをとればできないこともないと思うんですが、難しい部分がずっと続く可能性があると思うんです。

例えば保健師と、要するに、ビデオ会議システムっていうのを活用してですね、高齢者の方に向けてもこの公民館と、例えば保健師を結んで、いろんな情報をやりとりしたりとか、またその体操のリーダーさんとかもいらっしゃいますけども、そういう専門家の理学療法士とか、また栄養士とか、そういった方と、公民館をビデオ会議システムのような形で、今あれこれ民間の会社でありますような感じでできるのであれば、やっていただきたいと思います。

今スマホをですね、持ってらっしゃる、もう 60 代 70 代の方は非常に増えてきております。そうやって個人で端末を持っているわけなので、それをうまく登録すれば、もしかしたらそういう健康課だとか保健師さんとか、またいろんなところと、個人のスマホでですね、在宅にしながら、いろんなフレイル対策なんかのこともやれるのではないかと、そんなふうに思います。

また高齢者の、ただ自分も含めて 65 歳になっているんですが、そういう今の IT っていうものにどんどん使えるようになることで、社会参加に乗り遅れないというか、そういうことでまたそういう意味の社会とのつながり、これがコロナ禍であってもできるのではないかと。そういう意味でもですね、高齢者に対して、IT を使った形でのいろいろな支援を考えていただきたいというのが要望でございます。

以上、公明党から様々な質問をさせていただきましたが、町民の皆様への力強いメッセージとなるように、何とぞ皆様よろしくお願いいたしたいことを要望いたしまして、公明党の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で、1 番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 27 分 休憩

午後 00 時 58 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2 番、水清会。津田議員。

3 番（津田敏文）

水清会を代表しまして、津田敏文、次のとおり通告いたします。

防災減災の取組及び自然災害時の新型コロナウイルス感染症への対策について。いまだに新型コロナウイルスの感染症が猛威を振るう中、台風シーズンに向けて、「自然災害時の避難所での感染が心配」と言う町民の声も多く聞かれます。防災減災の取組や、自然災害時の感染症対策についてお伺いします。

（1）大雨の時季における、自然災害時のポンプ場の稼働状況をお伺いします。また、河川等防災監視カメラの設置など、自然災害対策のハード面の整備状況をお伺いします。

（2）タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動と

その実施主体を時系列で整理した計画です。緊急避難時に備え、あらかじめ町民へタイムラインの周知を行うことや、自治会、自主防災組織との連携について情報を共有することなど、ソフト面の整備状況をお伺いします。

(3) 災害時の避難所では、「3密」の条件が揃いやすいと言われています。消毒液などの衛生用品や、段ボールベッド、パーテーション等の備品拡充に加え、避難体制、分散避難の仕組みづくりなど、自然災害時の感染症対策についてお伺いします。

また、自然災害時の感染症対策について、どのようにして町民に周知するかをお尋ねします。続いて、新型コロナウイルス感染症対策に関する議会からの要望書について。

令和2年4月30日付けで、美浦町長に対し、水巻町議会から白石議長名で新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出しました。要望事項は、次のとおりです。

1. 個人事業主、中小企業等への休業要請等に伴う経済的支援について、国および県の支援措置のほか、新型コロナウイルス拡大により影響を受けている町内事業者のニーズの把握に努め、町独自の支援を講じていただきたい。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国保税や社会保険料等について、納付が困難な方に対し、支払猶予や減免措置を講じるなど、経済的負担の軽減を図っていただきたい。

3. 町民の生命と健康を守ることを最優先に、関係機関と連携・協力のもと、町民への正確・迅速な情報提供と相談支援の体制を整備する等の万全な対応を図っていただきたい。

4. 学校等の再開にあたっては、安心・安全の確保を最優先にしつつ、子どもたちの成長・発達の観点から、少しでも早く再開できるよう最大限の配慮を図っていただきたい。

5. 園児や児童、生徒の安全確保及び家庭での児童虐待等の防止のための心のケアに努めていただきたい。

6. 子育て世帯に対し、国の臨時特別給付事業のほかに町独自の経済的支援を行なっていただきたい。

7. 外出自粛要請に伴い家庭ごみ等の増加が想定されることから、全世帯に対しゴミ袋を無料で配布していただきたい。

8. 町内でコロナウイルス感染者が発生した際は、個人情報やプライバシーを配慮しつつ、感染拡大を防止する観点から町民への積極的な情報提供を行うとともに、当事者及びその家族の精神的ケアを図っていただきたい。

以上、8項目を要望いたしました。現在の進捗状況や実績についてお伺いします。

続いて、子どもたちのESDへの取り組みについて。

ESDは、Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。

ESDとは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくこと、これを目指す学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。ESDは2002年の国連総会で、日本などの提案により2005年～2014

年の、10年間での推進が決議されました。2020年以降順次実施される新学習指導要領にも、「持続可能な社会の創り手」の育成が盛り込まれています。国内ではE S D推進拠点として、小学校・中学校・高校を中心に国連教育科学文化機関（ユネスコ）が認定する「ユネスコスクール」が2019年に1千120校まで増えています。

以上、毎日新聞教育の森2020年8月3日、10日掲載記事及び、国際協力NGOワールド・ビジョン・ジャパンのホームページを参照しました。

E S Dは学びで終わらせるのではなく、行動に移せる人材をどう育てられるかが重要です。水巻町の小中学校では、E S Dの方針をどのように教育に取り入れていますか。また、行動に移せる人材を育てるために、どのような取り組みをしていますか。以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、防災減災の取組及び自然災害時の新型コロナウイルス感染症への対策について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、今後大雨など、自然災害時のポンプ場の稼働状況、また、河川等防災監視カメラの設置など、自然災害対策のハード面の整備状況をお伺いします、とのお尋ねですが、毎年のように全国各地で自然災害が頻発しています。平成29年7月九州北部豪雨、平成30年には西日本を襲った平成30年7月豪雨、関西空港が浸水した台風21号、令和元年には関東・甲信・東北地方に被害をもたらした台風15号、19号、そして、今年7月には球磨川流域、県南部に被害をもたらした令和2年7月豪雨などが発生しました。

遠賀川流域におきましても、平成30年に直方市、日の出橋付近にて氾濫危険水位の7.7メートルを大きく上回る過去最高水位の8.63メートルを記録するなど、いつ氾濫しても不思議ではない状況が起きています。

このような状況の中、国では全国の直轄一級河川において、これまでの施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識改革し、氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築への取り組みをさらに前進させ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を図っており、遠賀川においては、遠賀川流域治水協議会が設置されました。この協議会において、流域21市町村が一体となり、観測史上最高水位を観測した平成30年の洪水に対応した、防災・減災対策を協議すると聞いております。

ハード面での対策としましては、河道掘削、堤防整備、堰改築、排水機場等の整備が考えられます。

また、御質問にあります河川等防災監視カメラの設置ですが、現在、遠賀川流域にはライブカメラが21台設置されており、町内には猪熊の遠賀川河口堰付近と立屋敷の遠賀大橋下流付近の2台が稼働中で、遠賀川河川事務所のホームページからご覧になれます。ライブカメラや水位計の設置に関しましては、協議会の中で改めてその必要性を検討すると聞き及んでいます。

また、本町は、遠賀川下流右岸圏域に属しており、この圏域内にある県管理の14河川の中で、

町内を流れる河川は曲川と新々堀川です。特に、曲川は流域面積が広く、町内に降った雨の多くが曲川へ流入しています。そこで、曲川が増水したときに遠賀川へ排水する目的で、曲川排水機場、えぶり排水機場、鯨瀬排水機場の3つの排水機場が設置されています。

このような状況の中、鯨瀬排水機場の排水計画での排水能力は毎秒35トンとなっていることに対して、実際の排水能力は毎秒25トンとなっていました。このことは曲川の治水に対して大きな不安要素で、この毎秒10トンの排水能力の増強は本町の重要な課題でありました。そこで、平成26年度から県や国に対しポンプ増設の要望を行い、その結果、平成28年度に事業採択され、5年の歳月をかけ、今年の8月に4号ポンプが完成しました。

このポンプ増設を受け、3つの排水機場の合計の排水能力は毎秒80トンとなり、現時点での曲川排水機場整備計画を満たすものとなりました。また、今年7月の大雨時には、増設した4号ポンプを試運転を兼ねて稼働させ、排水量の増加を確認しています。

次に2点目の、緊急時に備え、あらかじめ町民へタイムラインの周知を行うことや、自治会、自主防災組織との連携について情報を共有することなど、ソフト面の整備状況をお伺いします、とのお尋ねですが、遠賀川の堤防決壊などの大規模な災害が発生したときは、役場や消防署などの活動による「公助」の力はもちろん、「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」「共助」の力が大変重要となってきます。本町でも、地域における自主防災活動の重要性を周知し、地域全体で防災活動に取り組めるような環境整備に努めているところです。

「自助」「共助」の第一歩目は、ご自宅やお住まいの地域にどのような災害の危険があるのか、どのようなときに避難をする必要があるのかを知っていただくことです。そのため本町では、平成31年4月に地域の浸水危険度や土砂災害警戒区域等が確認できる「みずまき防災マップ」を全戸配布いたしました。

さらに、気象庁が発表する気象警報や、本町から発信する避難に関する情報を固定電話やFAXに配信する、災害情報等配信サービスを令和元年度から開始しております。このサービスは町に登録の申請をしていただくことにより、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない高齢者の方などにも災害情報等をお知らせすることができ、各御家庭で避難行動を始めるための一助になるものと考えています。

「共助」の中心を担っていただく自治会や自主防災組織との連携についてですが、主な取り組みといたしまして、自治会や自主防災組織、学校や各種団体などの要請に応じて、総務課職員による防災・減災の出前講座を行なっております。令和元年度は各団体の会議や行事などに出席させていただき、14回の講座を実施いたしました。内容としましては、先ほどの「みずまき防災マップ」を用いて、その地域で起こりうる災害や避難所についての確認を行なっています。また、テレビのデータ放送やインターネットを使った気象情報や遠賀川の水位情報の収集方法、町が発信する避難情報などについても説明を行い、各御家庭や地域において避難行動のタイミングや平常時の備えについて考えていただく機会となるようなものとしています。

また、自主防災組織の会員のうち中心となって活動していただく防災士を育成するため、令和2年度から県が実施する防災士養成研修についての費用を予算措置し、町内14の自主防災組織に受講の呼びかけをしています。令和2年度は2地区3名の方に参加していただく予定です。

が、今後より多くの方に参加していただけるよう、働きかけてまいります。

今後も引き続きこれらの事業を実施していくとともに、より多くの地域で自主防災組織を結成していただくなど、地域の防災力向上のための取組に努めてまいります。

最後に3点目の、自然災害時の感染症対策とそれらの対策の町民への周知について、のお尋ねですが、本町では5月に策定した「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所運営方針」に基づき、避難所での感染防止に努めています。この運営方針には、避難所の過密状態の防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底などの5つの基本方針と、それらの対策方法について定めています。具体的には、施設内の換気、避難所職員や避難者のマスク着用や手指消毒等の徹底などの衛生管理を行うこととしています。また、避難者の受付の際には必ず検温を実施し、感染の疑いがある方と一般の方を別スペースに隔離するため、避難所ごとにレイアウトを工夫するなどの対策を行なっています。避難所を開設している間は保健師を待機させ、避難者の健康観察や、感染が強く疑われる方が避難所に来所した場合に対応するための体制を取っています。

また、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、段ボールパーテーションや段ボールベッド、備蓄用のマスク、非接触型体温計、簡易トイレなどを調達し、避難所の感染症対策の備蓄物資として備えています。

実際の避難所運営についてですが、2か月前の令和2年7月豪雨の際には、3か所の避難所を開設し、延べ10世帯13人の方が避難されました。

また、先日の台風10号の接近の際には多くの方が避難され、同じく3か所の避難所に対し、106世帯185人の方が来所され、そのうち中央公民館の避難者数が最も多く、66世帯120人の方を受け入れています。今のところ、避難者の方の御理解や御協力もあり、特に大きな混乱やトラブルはなかったと報告を受けておりますが、まだ十分に検証はできていませんので、今後、避難者の方や現場の職員の意見を聞きながら、避難所運営についての課題や改善点の整理を行なってまいります。

今後の感染症対策を踏まえた避難の在り方、防災減災についての考え方ですが、適切な避難行動を行うためには、先ほども申しました、御自身のお住まいの場所にどのような災害の危険があり、どんな時に避難が必要かを知ることが重要になります。また、場合によっては自宅に留まったほうが安全な場合もありますし、いざというときに親戚や知人のお宅などにも避難できるような関係を日ごろから築いていただくことも大切です。

特に新型コロナウイルス感染症のリスクがある状況では、避難所に行くことだけが避難ではなく、御家庭の状況に応じた避難行動を考えていただくこと、避難所に行く場合は、マスクや消毒液などをできるだけ持参していただくことなど、日ごろからの準備を町民の皆様にもお願いしたいと考えます。

これらの内容は、7月10日号の広報紙に掲載させていただいておりますし、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていませんが、地域での出前講座など、様々な方法で町民の皆様への周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関する議会からの要望書について、の御質問にお答えします。

議会からの8項目の要望に対する現在の進捗状況や実績について、のお尋ねですが、まず1点目の、個人事業主、中小企業等への休業要請等に伴う経済的支援について、国および県の支援措置のほか、新型コロナウイルス拡大により影響を受けている町内事業者のニーズの把握に努め、町独自の支援を講じていただきたい、との御要望についてですが、はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月30日から5月6日までの間、福岡県からの休業要請に協力していただいた町内の事業者に対し10万円を交付する、新型コロナウイルス感染拡大防止休業店舗協力金事業を実施しました。協力金の申請件数は97件、うち飲食店等が62件、商業施設等が17件、学習塾等が11件、運動施設等が5件で、合計95件について交付をさせていただきました。なお、2件については要件の対象外となっております。

次に、福岡県からの営業自粛や営業時間短縮、外出自粛等の要請に伴い、経済状況が悪化している町内の飲食店等を支援する目的で実施しましたエール飯支援冊子作成事業は、1万5千部を発行し、令和2年6月25日号の広報紙と同時配布を行なった結果、町内飲食店等のテイクアウト・デリバリーの利用促進や、高齢者等の皆さまにも実際に手に取ってもらうことで、水巻町内の店を知っていただくきっかけが作れたのではないかと考えております。

また、水巻町内事業者持続化緊急支援金事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、一定の要件を満たす町内の事業者に対し15万円を交付する事業で、申請総数は法人が292件、個人事業主が525件の817件で、うち交付決定は建設業212件、サービス業165件、卸売・小売業111件を中心に757件となっております。

一方、消費の面からの支援として、全町民の皆さまに1人1万円の商品券をお届けする生活支援商品券発行事業を実施し、現在は対象範囲を新生児にまで拡大しております。

同じく、町民の皆さまの消費を喚起し、地域経済の活性化を図り、町内事業者の支援につなげることを目的に、プレミアム率20パーセント、発行総額4億2千万円のプレミアム付き商品券事業のための補助金を、水巻町商工会に対して増額して交付しております。

さらに、売上げの急激な減少に直面する事業者の事業継続を下支えするために、国の家賃支援給付金、福岡県家賃軽減支援金の給付決定者に対し、町独自に支援金を上乗せ支給する水巻町家賃軽減支援金事業を令和2年8月31日より受付開始しております。

次に2点目の、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国保税や社会保険料等について、納付が困難な方に対し、支払猶予や減免措置を講じるなど、経済的負担の軽減を図っていただきたい、との御要望についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免は、8月末現在で60件を受け付けています。

また、徴収猶予の特例につきましても、納期限から最大1年間を徴収猶予の申請期限としており、19件の受付を行なっています。

次に3点目の、町民の生命と健康を守ることを最優先に、関係機関と連携・協力のもと、町民への正確・迅速な情報提供と相談支援の体制を整備する等の万全な対応を図っていただきたい、との御要望についてですが、庁内の連携をとるため、各課の課長がメンバーとなる新型コロナウイルス感染症対策本部会議を、本日までに14回開催し、町としての対策等について協議をしてきました。詳細は、議会事務局からご報告しているとおりです。また、1市4町、遠賀中

間医師会、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の関係機関とは、月に1回の定例会議を行なっています。8月4日には、行政、医師会、歯科医師会及び薬剤師会の三師会と医療機関、警察署、消防署のメンバーで構成する「地域新型インフルエンザ等対策連絡会議」が開催されました。

町民の皆様には、広報紙やホームページを使って情報発信しており、町民の方から相談があった際には丁寧に対応しているところです。

次に4点目の、学校等の再開にあたっては、安心・安全の確保を最優先にしつつ、子どもたちの成長・発達の観点から、少しでも早く再開できるよう最大限の配慮を図っていただきたい、との御要望についてですが、学校等の再開については、6月1日から通常登校を開始していますが、児童生徒の心身の状況に配慮しつつ、活動場面に応じた感染症対策を図りながら教育活動を行なっています。今後も、児童生徒の体調管理に努め、安全・安心を第一に最大限配慮しながら進めていきたいと考えます。

次に5点目の、園児や児童、生徒の安全確保及び家庭での児童虐待等の防止のための心のケアに努めていただきたい、との御要望についてですが、町ホームページに「新型コロナウイルス感染症の影響による児童虐待に関する相談について」の記事を掲載し、相談先として、児童相談所虐待対応ダイヤル、児童相談所相談専用ダイヤル、宗像児童相談所及び水巻町児童少年相談センターを紹介しました。

児童少年相談センターにおける3月以降の児童虐待通報件数は3件で、職員がすぐに自宅等を訪問し、保護者及び児童等に対して聞き取り、面談を実施しています。3件とも児童相談所及び警察等へ通報するまでの虐待の状況は見られませんでした。現在も継続して自宅訪問等を行い、重大事案に発展しないよう見守りを続けています。

次に6点目の、子育て世帯に対し、国の臨時特別給付事業のほかに町独自の経済的支援を行なっていただきたい、との御要望についてですが、まず、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業への上乗せ事業として、国が支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」に、町独自で5千円を上乗せし、支給対象者に給付しております。

また、国が支給対象外としている特例給付の場合についても、町独自の5千円の給付を行なっています。8月28日現在の予定を含む支給額は、3千711人分で1千8百55万5千円となっています。

次に、登園自粛に伴う認可外保育施設利用者助成事業として、認可外保育施設を利用している保護者が、緊急事態宣言の期間中に登園自粛を行なった場合について、登園自粛を行なった日数に応じ、支払った保育料の一部補助を行いました。8月28日現在の支給額は、5人分で12万6千540円となっています。

また、「就学援助制度」及び「高等学校等入学祝金制度」について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業・離職・会社の倒産・売上の減少などにより著しく収入が減少した小中学生の児童生徒を持つ子育て世帯に対する町独自の経済的支援として、前年の収入状況で認定基準を満たさない場合でも、直近の収入状況などを勘案して認定を行い、援助、給付を行うこととしております。

次に7点目の、外出自粛要請に伴い家庭ごみ等の増加が想定されることから、全世界帯に対しゴミ袋を無料で配布していただきたい、との要望についてですが、令和2年6月初旬に、可燃

ゴミ 10 枚入り販売価格 614 円の中サイズ袋の引換券を、町内全世帯に送付しました。引換券は、1 世帯につき 1 枚の送付となっています。対象の世帯数は、令和 2 年 5 月 1 日時点で水巻町に住民票がある 1 万 3 千 395 世帯で、引換対象店舗は町内のスーパーやコンビニエンスストア等、27 店舗となっています。引換を行なった店舗から定期的に引換枚数の報告を受けていますが、令和 2 年 9 月 1 日時点で報告があった枚数は 9 千 62 枚となっており、送付枚数の約 7 割が引き換えられています。引換期間は令和 2 年 12 月 31 日までとなっております。

最後に 8 点目の、町内でのコロナウイルス感染者が発生した際は、個人情報やプライバシーを配慮しつつ、感染拡大を防止する観点から町民への積極的な情報提供を行うとともに、当事者及びその家族の精神的ケアを図っていただきたい、との御要望についてですが、本町では、令和 2 年 5 月 29 日に 1 例目の感染者が確認されて以来、9 月 8 日までに 9 例の感染者が確認されています。福岡県や北九州市が「遠賀郡」として公表したものを「水巻町」として、町民の皆様積極的に町のホームページにて情報提供しています。しかし、公表した以上の内容を把握できないため、当事者及びその家族等への具体的な精神的ケア等を行うことはできていませんが、新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはならないということを周知し、人権に関する相談窓口を紹介しています。

現段階では、新型コロナウイルス感染症の収束の目途はついていませんが、感染拡大を防止し、町民の皆様の健康を守り、経済活動との両立を図っていきたいと考えます。

最後の、子どもたちの E S D への取組みについて、の御質問は、教育長に答弁していただきます。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

子どもたちの E S D への取組みについて、の御質問にお答えします。

まず E S D とは、議員の御質問にもあります通り、「E d u c a t i o n f o r S u s t a i n a b l e D e v e l o p m e n t」の略で、日本語では、「持続可能な開発のための教育」と訳されており、持続可能な社会づくりの担い手を育むために、世界の教育現場で取り入れられております。

「持続可能な開発のための教育」とは、一般的にはあまり聞き慣れないものかと思われませんが、将来の社会を創っていく子どもたちに、現代社会の様々な地球規模の課題や問題点を意識させ、子どものうちから教えていこうという取組みの 1 つであり、新しい学習指導要領の前文に、「一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」と、示されています。

日本での E S D 教育は、学校教育の場を中心に、これからますます増えていくと思われま

少子高齢化やグローバル化が進む現代において、これからの社会を支えていくには、多様な人々がお互いに認め合い、協力し合って、様々な課題を解決していく力が必要とされています。

そこで、水巻町の小中学校では、E S Dの方針をどのように教育に取り入れていますか、とのお尋ねですが、本町の教育では、子どもたちの「自立力」「協働力」「健康力」「規範力」をバランスよく育成していくことを目指しております。

これらの力を育むために、各教科等の学習において授業改善の取組みを進めておりますが、とりわけ、子どもの主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善の取組みを進めることは、E S Dで求められる思考力や判断力、情報分析力、コミュニケーション能力等を培うことにもつながるものと考えております。

子どもの発達段階に応じて、身近な課題から社会に目を向けた課題までを各教科等の特質に応じて取り上げ、指導を行なっておりますが、生活科や社会科、総合的な学習の時間等におきましては、子どもの主体性を重視した体験的な活動を導入したり、グループ活動を取り入れたりするなど、協働的な学びを工夫しております。

また、毎年、産業環境課による環境学習も継続的に実施しており、ごみ問題を始めとする身近な環境問題にも興味を持ち、日常生活を見直す取組みを行なっております。

さらに、本町では「みんなで育てよう、水巻の子ども」を掲げ、町内の教育風土の醸成を図るため、学校・行政・家庭・地域の連携・協働を進めるコミュニティスクールの取組みを進めておりますが、今後、各校区の地域・学校協働活動を通して、地域総がかりで子どもを育てることにより「持続可能な地域」のための取組みが可能になるのではないかと考えております。

世界には環境・貧困・人権・平和・開発など、様々な課題があり、これらの課題は遠い国で起きている他人事のように感じられるかもしれません。

しかし、世界中の人々が、これからも豊かな暮らしを続けていくことができる社会を実現するためには、まずは身近な課題に取組み、徐々に世界の課題へと視野を広げて考えることがE S Dの目的の一つであると考えております。

本町の小中学校におきましても、学校全体がE S Dに対する理解を深め、前向きな言葉をかけながら、環境や社会の様々な問題を解決し、みんなが幸せに暮らせるための持続可能な社会づくりの担い手の育成に、力を入れていきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

まず初めに、防災減災の取組及び自然災害時の新型コロナウイルス感染症への対策についての再質問をいたします。

答弁でもあるように、新しく設置された遠賀川流域治水協議会にて、ハード対策として河道掘削、堤防整備等を行うことや、ライブカメラや水位計に関して検討すると聞き及んでいるとのことですが、これらの対策のほか、今後、どのような対策が協議されるのか、分かる範囲でいいので答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（北村賢也）

廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

ほかにどのような対策協議がされるのかということのお尋ねですが、流域治水の施策としましては、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧、復興のための対策、それをハードソフトで一体で多層的に進めるというような協議会になっております。

内容なんですけれども、例えば雨水の河川への流出抑制対策として、雨水貯留浸透施設の整備や、調節池の整備、既存ダムの洪水調節機能の強化などが考えられます。

また災害リスクの低い地域への住居や都市機能の誘導や、土地利用に関するルールづくりが考えられます。

さらには氾濫を早期に排水するための排水施設の設置や、業務継続計画の策定があります。

いずれにいたしましても今後は、今までと違いまして、国、県、市町村、企業、住民などあらゆる関係者が協働して治水対策を行うことが重要になりますので、このような点において、今後、広い範囲で協議が進められるというふうに認識しております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

ありがとうございます。答弁でもありますように、ここ最近の自然災害の発生状況を見ると、今後も多発、またその被害も拡大していくと、そういうふうに思われますので、災害が起こる前の対策、また、被害が出たときの対応も含め、今言われたとおり国、県、ですね、あらゆる関係機関と協議をしてですね、言われるとおり、ハードソフト一体でですね、災害に強いまちづくりに努めていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしく願いいたします。

次に、町内での自主防災組織が設立していない地域はどのくらいあるでしょうか。

また、設立されていない地域に対して早期設立のための支援や働きかけをどのように行なっているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

廣瀬議員の再質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織でございますが、これは設立をして、活動をその後続けられないという

ことになれば、これは余り意味のないことでございます。そういう意味から、無理ない程度で長く続けていただきたいという思いがございまして、そういった思いから、当町では、自主防災組織、これはその母体となる団体が各地区の自治会ということで、私どもは進めております。

現在、町内 31 区の自治会がございまして、現在までに 14 の地区で自主防災組織の設立がされております。従いまして、31 引く 14 の 17 地区でまだ未設置ということになってございます。

そういったところへの支援でございますけれども、まず、財政的な支援としまして、私どもから設立をされる地区に対しまして、その設立当時に必要でありましょういろんな資機材ですね、こういったものを購入するときの購入費の補助をしております。

これは 10 万円を上限としておりますが、例えばハンドマイク、ヘルメット、土のう袋、リアカー、非常食、発電機、その他たくさんございますけれども、私どもでこれがよかろうというふうに認めたものに関しましては、そういった補助をしております。

それと別に、各自治会に対して毎年、地域活動事業助成金という助成金を交付しておりますが、自主防災組織を設立している地区に関しましては、これに上乘せ加算をするといったことで、さらに財政的な支援を拡充しているところでございます。

また、今申し上げた財政支援だけではなく、自主防災組織につきましても、設立を考えているところと、考えていないところを含めまして、その要請がございましたら、いつでも出前講座というもので、私ども職員が行きまして、まずは、防災ということに対する意識づけをしていただくことから始めまして、具体的に設立を考えてるところにつきましても今までの事例とかを含めて、いろんな説明をして、設立に対する支援、私どもでできることがありましたらアドバイスをするとか、そういったことで支援をさせていただいております。

それと余談となるかもわかりませんが、台風 10 号、先日大きなものが来ましたが。しかし当初の予想よりも少し勢力が弱くなったために、それほど大きな被害がなく済んでおります。

ただし今後も、いつ大きな被害、災害が来るかわかりません。そういったときに私ども行政だけではどうしても力が不足するところがございまして、今後につきましても、地区の皆様、住民の皆様、御協力が必要でございますので、あとの 17 地区ですか、こちらの設立に向けて、できるだけことをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

はい、ありがとうございます。このコロナ禍の中でですね、なかなか自主防災組織の推進ができないところもあると、そういうふうに思いますが、防災減災の面からも少しでも多くの、また、早期の組織設立に向けてですね、組織のない自治会に対して情報提供、アドバイスを行なっていただき、各自治会レベルでも防災減災に取り組んでいけるようにしていただきたいと思っておりますので、今後も財政面の支援等を含めてですね、よろしくお願いを申し上げ、私の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

再質問をさせていただきます。

議会よりの新型コロナウイルス感染症対策について、8 項目全てに詳細にお答えありがとうございます。感謝申し上げます。

1 点だけ質問いたします。秋から冬にかけてインフルエンザ予防接種ですが、今年の冬はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行する可能性があると聞きました。なるべく早くインフルエンザワクチンを接種したいと希望する方が多いようです。

そこで、令和 2 年 4 月 3 日に美浦町長から緊急メッセージが出されましたが、もう一度、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ対策として、手洗い、うがいの励行、マスクの着用、3 密を避け、不要不急の外出の自粛や新しい生活様式のお願ひなど、再度のメッセージを出されるお考えはありませんか。お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今のところ、10 月 1 日からインフルエンザの予防接種が始まります。午前中に内山課長が答弁いたしましたように、北九州市が 65 歳以上の方を 1 千 500 円を 1 千円という報道がありました。

水巻も、やっぱり、北九州と隣接して、お互い行き来が多いものですから、北九州並みに、500 円を補助して 1 人 1 千円ということで、65 歳の以上の方に、多くの方に、10 月 1 日から予防接種を行なっていただきたいということを思っておりますし、また今、先ほどから言われるように、政府あるいは新聞等でコロナとインフルエンザの両方を今後秋からどう対応していくかというところがありますので、今後につきましては、その状況を見て、再度また私から、町民の皆様に発信していきたいし、また議会の皆様にも協力いただいて、今年の、やはり 10 月以降から来年にかけてが今までで一番厄介なインフルエンザと、コロナというどちらに区別がつかないというところが、医師会の津田先生も心配されておりますし、今、医師会とも話をしながら、どう対応していくかということもやっておりますが、いずれにいたしましても、10 月 1 日のところで、やはりインフルエンザとコロナに関しての発信をしていきたいなと思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

ありがとうございます。日本では、インフルエンザの死亡数が 2018 年 3 千 325 人、これは東邦大学の発表です。新型コロナウイルス死亡数は、2020 年 9 月 9 日現在、昨日現在で 1 千 393 人、ネット上を参照しました。

まだ、終焉はしていませんが、インフルエンザや新型コロナウイルスで、約 4 千人以上の方が亡くなっています。このような季節に入りますので、町長よりメッセージをお願いしたいと思います。

続いて、E S D について質問させていただきます。E S D で環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題があるが、地球規模ではないが、水巻町で取り組んでいる種があります。水巻町は五つの小学校が毎年お米づくりに励んでいます。田んぼに水を張ればいろいろな生物を見ることができます。この小さな生物が生きている環境があるおかげで、お米づくりができています。山のほうに目を向ければ、明神ヶ辻山、豊前坊、多賀山など、森が二酸化炭素を吸収して新しい酸素を放出しています。

また、吉田小学校は堀川の水質浄化に取り組んでいます。「これらを持続できる環境を守る」を既に実践し、取り組んでいます。このような種から持続可能な社会のつくり手が生まれると思います。どのようにお考えですか。

議 長（白石雄二）

はい、佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

津田議員の御質問にお答えします。

水巻町全ての学校が、学習指導要領に基づき指導計画を立てておりまして、特に総合的な学習の時間というところで、身近な問題を取り上げ、事例としまして、先ほど言われました堀川の歴史の関係、自然環境の関係、また、十字架の塔の歴史、そういったことを複合的に、横断的に学習するというのを続けております。

子供たちの創造性の働く、興味深い学習をと考えておりまして、子供たちの自由な発想により、新しい発見というところに導いていければと考えておりまして、身近な題材を用いて、効果的な学習が行えるように、そういったところで工夫をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

持続可能な開発のための教育、E S D は、私たちとその子孫たちがこの地球で生きていくことを、困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びです。E S D の実践には、特に次の二つの観点が必要です。

人格の発達や、自立心、判断力、責任感などの人間性を育むこと。

他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、かかわり、つながりを尊重する個人を育むこととあります。

本町の教育では、子どもたちの自立力、協働力、健康力、規範力をバランスよく育成していくことを目的としています。

水巻町の小中学校がE S Dに理解を深め、環境や社会の様々な問題を解決し、みんなが幸せに暮らせるための持続可能な社会の担い手の育成に力を入れたいと考えておりますとお答えいただきました。

そこで、ユネスコのユネスコスクールになる認定への取組のお考えはありますか。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えをいたします。

ユネスコスクールでございますけれども、これはユネスコのネットワークを活用した促進活動でございます。我が国においても、ユネスコスクールは、E S Dの推進拠点に位置づけられております。とても重要な取組だということで認識しておりますけれども、水巻町といたしましては、まずは児童生徒一人一人が、学校、家庭、地域など、身近なところで、行動できるようになればと考えております。自主性というところが、E S Dの本質でございますので、学校の過度な負担になってはいけませんので、ユネスコスクールというのを意識するようなことは現時点ではしておりません。

ただ、学校全体の取組として、今後、活動が少しずつ広がっていき、自然と外部発信するようなそういった取組に広がっていくのであれば、それは喜ばしいことではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

これで終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、2 番、水清会の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 01 時 56 分 散会